

萩園自主防災会規約

平成30年4月1日
萩園自主防災会

(名称)

第1条 この会は、萩園自主防災会（以下「自主防災会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 自主防災会の事務所は、茅ヶ崎市萩園1719番地 萩園自治会に置く。

(目的)

第3条 自主防災会は、地域住民の協力に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 自主防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に関する防災予防に資するための地域の災害危機の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他自主防災会の目的達成のために必要な事項

(会員)

第5条 自主防災会は、萩園地区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 自主防災会には次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 会長（萩園自治会長） | 1名 |
| (2) 副会長（萩園自治会副会長） | 2名 |
| (3) 防災部長（萩園自治会防災部長） | 1名 |
| (4) 防災班長（萩園自治会部長） | 7名 |
| (5) 防災委員 | 若干名 |
| (6) 防災リーダー | 有資格者 |
| (7) 民生委員・児童委員 | 萩園地区代表 |

2 防災委員は、消防職員OB・消防団OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、防災委員は3年、その他の者は選出母体の任期とする。ただし、再任することができる。

(役員等の任務)

- 第7条 会長は自主防災会を代表し、組織を統括し、地震等の災害発生時における応急活動の指揮を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、各班活動の指揮を行う。
 - 3 防災部長は、会長の指揮に従い、地震等の災害発生時における応急活動を行う。
 - 4 防災班長は、会長、防災部長を補佐し、災害知識の普及・啓発を行い、自主防災会の育成強化につとめ、班活動の指揮を行う。
 - 5 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
 - 6 防災リーダーは、会長を補佐し、平常時には防災知識の普及・啓発、防災訓練の指導を担い、災害時には地域のとりまとめ役となる。
 - 7 民生委員・児童委員は、避難行動要支援者の避難・誘導を行う。
 - 8 自治会委員は、地震等の災害発生時において、担当地区の被害状況を会長に報告し、応急活動を行う。
 - 9 自治会組長は、地震等の災害発生時において、担当組の被害状況を地区委員に報告し、応急活動を行う。
 - 10 自主防災会の会計は、自治会会計が兼務する。

(会議)

- 第8条 自主防災会は、総会及び役員会を置く。

(総会)

- 第9条 総会は、自治会総会をもって充てる。

- 2 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

- 第10条 役員会は、会長、副会長、防災部長、防災班長、防災委員、防災リーダー及び民生委員・児童委員により構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他、役員会が必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第11条 自主防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等発生時における自主防災会の編成及び分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。

(経費)

第12条 自主防災会の運営に要する経費は、自治会会則による。

(規約の改廃)

第13条 この規約は、総会において2分の1以上の議決を得なければ改廃することができない。

附 則

この規約は平成30年4月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。